

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金のご案内

A 支援給付金(3万円/1世帯)

令和6年度 住民税非課税世帯に対し、**1世帯あたり3万円の給付金**を支給。

B 18歳以下の子育て世帯への子ども加算(2万円/1人)

平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる、令和6年度住民税非課税世帯の世帯主へ、**児童一人あたり2万円を加算支給**。

受給には手続きが必要です



給付金の支給・加算額

A 1世帯あたり3万円

B 児童一人あたり2万円加算

給付金の支給時期

大河原町が確認書(申請書)を**受理した日から概ね20日後**が目安です。

給付金の申請期間

令和7年6月30日(月)まで(当日消印有効)

支給対象と申請の有無

～支給対象となる世帯～

A 令和6年度「**住民税非課税世帯**」

B 平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる、令和6年度住民税非課税世帯の世帯主

※平成18年4月2日以降に生まれた児童 ※令和7年3月31日までに出生した児童(新生児も対象)

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から大河原町にお住まいの場合

I

基準日(令和6年12月13日)時点で大河原町に住所登録のある方は大河原町から確認書が届きます。

(要返送)

※課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

II

申請が必要な場合があります。

大河原町の申請期間 **令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)**

※課税状況の確認ができた世帯は、大河原町から確認書が届きます。

(要返送)

申請書配布先 大河原町福祉課1階⑤番窓口、ホームページよりダウンロードなど

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金 給付対象世帯

I

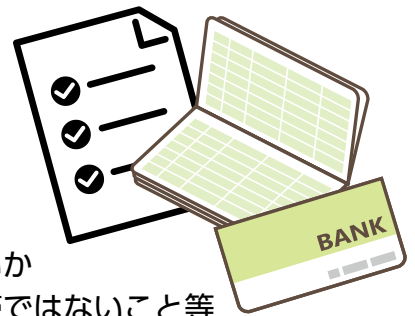
世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から 大河原町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大河原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、大河原町に返送してください。



確認事項

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと等



II

世帯の中に、令和6年1月2日以降に 転入した方がいる場合

- 課税照会し、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金の給付対象であることが確認できた世帯には、順次確認書を送付します。
確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、大河原町に返送してください。
- 課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。



住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金を装った詐欺にご注意ください。
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大河原町福祉課
社会福祉係

1 階 ⑤ 番窓口

☎0224-53-2115

受付時間

平日 8:30~17:15